

税関様式C第3120号

申請番号

## 保税蔵置場許可申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

法 人 番 号

氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税法第42条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり保税蔵置場の許可を申請します。

## 記

蔵置場の名称	
所在地	
営業用、自家用の別	
蔵置場の構造 棟数及び面積	
蔵置する貨物の種類	
許可を受けようとする期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

(注) 法人においては、申請者欄に法人の住所、法人番号及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。

(規格A4)

税関様式C第3140号

申請番号

保 税 蔵 置 場 許 可 期 間 の 更 新 申 請 書  
工 場

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

法 人 番 号

氏 名 ( 名 称 及 び 代 表 権 者 の 氏 名 )

関税法施行令第36条(第50条の2)の規定により、下記保税蔵置場(保税工場)の許可期間の更新を申請します。

## 記

保 税 蔵 置 場 ( 保 税 工 場 ) の 名 称	
所 在 地	
保 税 蔵 置 場 ( 保 税 工 場 ) の 許 可 を 受 け た 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
更 新 を 受 け よ う と す る 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
更 新 を 受 け よ う と す る 事 由	

- (注) 1. 法人においては、申請者欄に法人の住所、法人番号及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. 許可を受けた期間には、更新を受けたものである場合は最後の更新を受けた期間を記入して下さい。

(規格A4)

税関様式C第3195号

申請番号

保 税 蔵 置 場  
 保 税 工 場 許可の承継の承認申請書  
 保 税 展 示 場  
 総 合 保 税 地 域

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者  
 住 所  
 法 人 番 号  
 氏名又は名称

申 請 者  
 住 所  
 法 人 番 号  
 氏名又は名称

関税法施行令第39条の2第1項又は第2項（第50条の2、第51条の8、第51条の15）の規定により、下記のとおり申請します。

記

保税蔵置場（保税工場・保税展示場・総合保税地域）の名称	
保税蔵置場（保税工場・保税展示場・総合保税地域）の所在地	
承継後の保税蔵置場（保税工場・保税展示場・総合保税地域）の名称	
（被相続人・合併前の法人・分割前の法人・業務を譲り渡そうとする者）の氏名又は名称	
（被相続人・合併前の法人・分割前の法人・業務を譲り渡そうとする者）の住所	
（合併後存続する法人・合併後設立される法人・分割により許可を承継する法人・業務を譲り受ける者）の氏名又は名称	
（合併後存続する法人・合併後設立される法人・分割により許可を承継する法人・業務を譲り受ける者）の住所	
許 可 の 承 継 の 理 由	
（相続があった・合併・分割・業務の譲渡しが予定されている）年月日	

（注） 法人においては、申請者欄に法人の住所、法人番号及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。

（規格A4）

税関様式C第3200号

申請番号

## 保 税 工 場 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

法 人 番 号

氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税法第56条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり保税工場の許可を申請します。

## 記

工 場 の 名 称	
所 在 地	
工 場 の 構 造 棟 数 及 び 面 積	
保 税 作 業 の 種 類 及 び 内 容	
保 税 工 場 で 使 用 す る 外 国 貨 物 の 種 類	
許 可 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
利 用 の 見 込 み	

(注) 法人においては、申請者欄に法人の住所、法人番号及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。

(規格A4)

税関様式C第3500号

申請番号

## 総合保税地域許可申請書

令和 年 月 日

税関長 殿

申請者  
名称  
法人番号  
代表者の氏名

関税法第62条の8の規定により、関係書類を添えて下記のとおり総合保税地域の許可を申請します。

## 記

総合保税地域の名称	
所在地	
土地の面積	
許可を受けようとする期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
参考となる事項	

(注) 申請者欄には、名称、法人番号及び代表者の氏名を記載して下さい。

(規格A4)

税関様式C第3520号

申請番号

## 総合保税地域許可期間の更新申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者  
名 称  
代表者の氏名

関税法施行令第51条の15の規定により、下記総合保税地域の許可期間の更新を申請します。

## 記

総合保税地域の名称	
所在地	
総合保税地域の許可を受けた期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
更新を受けようとする期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
更新を受けようとする事由	

- (注) 1. 申請者欄には、名称及び代表者の氏名を記載して下さい。
2. 許可を受けた期間には、更新を受けたものである場合は最後の更新を受けた期間を記入して下さい。

(規格A4)

税関様式C第 5081 号

通信事務郵便

郵便はがき

簡易書留

通知番号  
Notice No.

--	--	--

--	--	--	--

Notice of Customs Clearance Procedure for Postal Matters from Abroad

外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ

Date: Year Month Day 年 月 日				名宛人	
差出人の氏名				殿	
住所					
国名		個数			
郵便物の番号					
品名					
通貨					
価格					
郵便物の種類					

○ ○ 税 関 ○ ○ 外 郵 出 張 所  
 (出張所所在地)  
 (電話番号)  
 日 本 郵 便 株 式 会 社 ○ ○ 郵 便 局

外国から上記の郵便物が到着しましたので、下記連絡事項欄を確認のうえ手続を行ってください。

税関への回答を郵送で行う場合は、表面の受取人記載欄に必要事項を記入のうえ、キリトリ線から切り取った「はがき」を利用してください。原本の提出が必要な場合は、必要書類にキリトリ線から切り取った「はがき」を同封のうえ、郵送して下さい。

直接来所される場合には、この「お知らせ」を切り離さずにそのまま（必要書類とともに）持参して下さい。

ただし、来所した当日に郵便物を受け取ることは原則としてできませんので、ご留意下さい。不明な点があれば、上記税関に問い合わせして下さい。受付時間は、(各出張所の実情による)です。

なお、裏面の「ご注意」も併せてお読み下さい。

キ リ ト リ 線

通知番号	
------	--

連絡事項

--

## 保留カード

通知番号

差出人	
郵便物番号	
郵便物個数	
名宛人	
保留開始	
出庫	
備考	

## ▼ ご注意 ▼

1. 税関に提出した書類の返送を求める場合は、返信用封筒に切手を貼り同封して下さい。
2. 郵便物の内容を点検できる時間は、(各出張所の実情による)です。
3. この「お知らせ」の日付の翌日から起算して1ヶ月以内に輸入手続が行われない郵便物は原則として差出人に返送されます。輸入に必要な税関以外の手続等のため1ヶ月を超えて保管を希望される場合には、2ヶ月までを限度として保管できますので、返信用はがきの受取人記載欄に手続が遅れる理由を記載のうえ郵送して下さい。
4. 輸入手続を終えた郵便物は次のように処理されます。
  - (1) 税金がかからない場合は直接配達されます。
  - (2) 税金が1万円以下の場合は郵便物と一緒に課税通知書、納付書が届けられますので、その場で日本郵便株式会社に納税を委託のうえ郵便物と領収証書兼払込金受領証をお受け取り下さい。
  - (3) 税金が1万円を超え30万円以下の場合には、日本郵便株式会社配達郵便局での受取り若しくは配達を希望することができますので日本郵便株式会社配達郵便局からの案内の際に申し付け下さい。
  - (4) 税金が30万円を超える場合には日本郵便株式会社配達郵便局での保管となりますので、同郵便局からの案内により同郵便局に納税を委託するか、又は日本銀行(本店、支店、代理店又は歳入代理店(日本銀行の歳入代理店業務を取り扱う郵便局窓口を含む。))にて納税のうえ、郵便物の受取り若しくは配達を希望し領収証書をお受け取り下さい。

外 郵 出 張 所 地 図



受付印

切手を貼って  
下さい。

郵便はがき

--	--	--	--	--	--	--	--

(出張所所在地)

日本郵便株式会社〇〇郵便局〇階

〇〇税関〇〇外郵出張所 行

--	--	--

--	--	--	--	--

住所

氏名

電話番号

受取人記載欄
--------

輸入(納税)申告書(少額個人通関用)

申告年月日 宛先 輸入者 (住所・氏名) TEL ( )	年 月 日	申告番号 AWB(B/L)番号 貨物の個数・記号・番号	※
代理人 (住所・氏名) (委任状添付) TEL ( )			
仕出人 (住所・氏名)			
貨物蔵置場所			

(1欄) 品名			関税の番号			
申告価格 (課税価格の端数処理)	①* ↓(①の1,000円未満切捨て) ②	数量 又は 個数	③	関税の 税率	④ (%) 基□協□特□暫□簡□	
税 額 の 計 算 方 法	【関税】	⑤(従価製品)or③(従量製品)	④	⑥	⑦ ⑥の100円未満切捨て	
	【 税】	税率	⑧	⑧	⑨ ⑧の100円未満切捨て	
	【消費税】	⑩(①+⑦+⑨)	⑪ ⑩の1,000円未満切捨て			【免税関係】 □定14条10号、□定14条18号、 □輸13条1項1号、□ その他
	【地方消費税】	⑬	7.8% (6.24%)	⑫	⑬	⑫の100円未満切捨て
		⑭	22/78	⑮ (1円未満切捨て)	⑯	⑭の100円未満切捨て

\*申告価格欄①は、貨物代金・貨物運賃・貨物保険料の合計額を記載する(裏面計算方法参照)。

税 額 計	a 関税額 各欄⑥の合計の100円未満切捨て	b 税額 各欄⑧の合計の100円未満切捨て	c 消費税額 各欄⑩の合計の100円未満切捨て	d 地方消費税額 各欄⑫の合計の100円未満切捨て	e 消費税合計額 (c+d)
	納付税額計 (a+b+e)				

関税法第70条関係 【法令名 植物□ 家畜□ 薬機□ 【 】□】

※

※ 許可印・許可年月日	
※ 審査	※ 収納

- (注意) 1 ※印欄は、記入しないで下さい。  
 2 この申告書による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求ができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告による税額等を変更することがあります。  
 3 この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。  
 4 上記の貨物に適用された税番、税率及び関税法第70条非該当については先例としません。

(裏面)

申告価格の計算方法

あなたが輸入しようとする貨物の「仕入書」に記載されている価格は？

- CIF価格 (貨物代金+貨物運賃+貨物保険料) . . . . . (1) へ
- C&F価格 (貨物代金+貨物運賃) . . . . . (2) へ
- FOB価格 (貨物代金のみ) . . . . . (3) へ

(1) 仕入書価格 × 為替換算レート = 申告価格

(2) 仕入書価格+貨物保険料 × 為替換算レート = 申告価格

(3) 仕入書価格+貨物運送料+貨物保険料 × 為替換算レート = 申告価格

また、あなたが輸入しようとする貨物に課せられる関税は、貨物の種類ごとに異なりますのでご注意ください。

なお、インボイス(仕入書)に記載された品目が数種類ある場合には、上記の「貨物運送料」及び「貨物保険料」をそれぞれの貨物ごとに計算する必要があり、以下のようになります。

[例]

＜インボイス＞

商品 A	価格	\$100
商品 B	価格	\$ 50
運賃		\$ 30
保険料		\$ 20

【為替相場 \$1=100.00円】

商品 A	100	} \$200×100
商品 B	50	
運賃	30	
保険料	20	
合計	20,000円	

[計算式]

商品Aの価格 + 商品Bの価格 = \$100 + \$50 = \$150

20,000円÷150=133.33 . . . . . [按分係数] (小数点以下第3位四捨五入)

[商品の価格] × 按分係数 = 申告価格

(商品A) . . . . . 100×133.33=13,333 商品Aの申告価格: 13,333円

(商品B) . . . . . 50×133.33= 6,666.5 商品Bの申告価格: 6,666円

(円位未満切捨て)

スパークリングワインの関税の計算

【税率が従量税品(貨物容量又は数量に課税される貨物)】

あなたが輸入しようとしている貨物がスパークリングワイン(750ml・アメリカ産)が2本の場合

申告数量(申告書の③に記載する数量)→750ml×2本= ③1,500ml

(数量欄にも同様に記載)

税率(申告書の④に記載する税率)→ ④182円/1

税額 1,500ml×182.00円/1=273.00-(円未満切捨て)→⑥ 273 -(100円未満切捨て)→⑦ 200 (1.51)

【酒税】

1,500ml × 100,000円/k1 = 150 → 100

となります。

消費税の軽減税率制度

令和元年10月1日より「軽減税率制度」が実施されており、消費税及び地方消費税を合わせた税率が、軽減税率8%(消費税6.24%、地方消費税1.76%)と標準税率10%(消費税7.8%、地方消費税2.2%)の複数税率とされています。

保税地域から引き取られる飲食料品(酒類を除く。)については、軽減対象貨物として軽減税率の対象となります。

- (注)
- ・CIF価格とは、貨物代金、貨物運賃及び貨物保険料を合計した価格です。
  - ・C&F価格とは、貨物代金と貨物運賃を合計した価格です。
  - ・FOB価格とは、貨物代金だけの価格です。
  - ・酒税の税率は、令和5年10月1日現在における果実酒の税率です。

輸入(納税)申告書(少額個人通関用)(つづき)

貨物の個数・記号・番号	申告番号	※	
※税関記入欄			

(欄) 品名		関税の番号	
申告価格 (課税価格の端数処理)	①* ↓(①の1,000円未満切捨て) ②	数量 又は 個数	③
税額 の 計 算 方 法	【関税】 ⑤(従価製品)or③(従量製品) × ④ [ 税 ] [ ] × [ ] = [ ] 【消費税】 ⑩(①+⑦+⑨) → ⑪ ⑩の1,000円未満切捨て 【地方消費税】 ⑪ × 7.8% (6.24%) = ⑫ ⑬ ⑫の100円未満切捨て ⑬ × 22/78 = ⑭ (1円未満切捨て) ⑮ ⑭の100円未満切捨て		関税の 税率 ④ (%) 基 <input type="checkbox"/> 協 <input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 暫 <input type="checkbox"/> 簡 <input type="checkbox"/> ⑦ ⑥の100円未満切捨て ⑧ ⑧の100円未満切捨て 【免税関係】 <input type="checkbox"/> 定14条10号、 <input type="checkbox"/> 定14条18号、 <input type="checkbox"/> 輸13条1項1号、 <input type="checkbox"/> その他

(欄) 品名		関税の番号	
申告価格 (課税価格の端数処理)	①* ↓(①の1,000円未満切捨て) ②	数量 又は 個数	③
税額 の 計 算 方 法	【関税】 ⑤(従価製品)or③(従量製品) × ④ [ 税 ] [ ] × [ ] = [ ] 【消費税】 ⑩(①+⑦+⑨) → ⑪ ⑩の1,000円未満切捨て 【地方消費税】 ⑪ × 7.8% (6.24%) = ⑫ ⑬ ⑫の100円未満切捨て ⑬ × 22/78 = ⑭ (1円未満切捨て) ⑮ ⑭の100円未満切捨て		関税の 税率 ④ (%) 基 <input type="checkbox"/> 協 <input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 暫 <input type="checkbox"/> 簡 <input type="checkbox"/> ⑦ ⑥の100円未満切捨て ⑧ ⑧の100円未満切捨て 【免税関係】 <input type="checkbox"/> 定14条10号、 <input type="checkbox"/> 定14条18号、 <input type="checkbox"/> 輸13条1項1号、 <input type="checkbox"/> その他